5

(2)　当該調査の対象者が加入している保険者は、当該調査対象者の同意がある場合、保存している健康診査に関する記録等の写しを提供しなければならないこととした。（第二七条関係）

(3)　国は、福島県に対し、健康管理調査の実施に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとした。（第二八条関係）

㈡　国は、住民の健康増進等を図るための施策を支援することとした。（第二九条関係）

㈢　国は、農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施を支援することとした。（第三〇条関係）

㈣　国は、除染等の措置等を迅速に実施することとした。（第三一条関係）

㈤　国は、児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置を講ずることとした。（第三二条関係）

㈥　国は、放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等のための措置を講ずることとした。（第三三条関係）

㈦　国は、放射線に関する国民の理解を深めるための措置を講ずることとした。（第三四条関係）

㈧　国は、教育を受ける機会の確保のための施策を講ずることとした。（第三五条関係）

㈨　国は、医療及び福祉サービスの確保のための施策を講ずることとした。（第三六条関係）

㈩　国は、その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置を講ずることとした。（第三七条関係）

原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

(1)　産業復興再生計画及びこれに基づく措置

㈠　産業復興再生計画の認定（第三八条関係）

イ　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画（以下「産業復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとした。

ロ　産業復興再生計画には、計画の区域、目標、取組の内容、産業復興再生事業の内容及び実施主体等を定めることとした。

ハ　福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長等の意見を聴かなければならないこととした。

ニ　産業復興再生事業を実施しようとする者等は、福島県知事に対して、イの申請をすることについての提案をすることができることとした。

ホ　内閣総理大臣は、申請があった産業復興再生計画が福島復興再生基本方針に適合するものである等と認めるときは、その認定をすることとした。

(2)　通訳案内士法の特例を定めることとした。（第四〇条関係）

(3)　商標法の特例を定めることとした。（第四一条関係）

(4)　種苗法の特例を定めることとした。（第四二条関係）

(5)　地熱資源開発事業に係る許認可等の特例を定めることとした。（第四三条～第四七条関係）

(6)　流通機能向上事業に係る許認可等の特例を定めることとした。（第四八条関係）

(7)　政令等で規定された規制の特例措置を定めることとした。（第四九条関係）

(8)　地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置を定めることとした。（第五〇条関係）

㈡　東日本大震災復興特別区域法の特例を定めることとした。（第五一条及び第五二条関係）

㈢　農林水産業の復興及び再生のための施策等

(1)　国は、農林水産業の復興及び再生のための施策を講ずることとした。（第五三条関係）

(2)　国は、中小企業の復興及び再生のための施策を講ずることとした。（第五四条関係）

(3)　国は、職業指導等の措置を講ずることとした。（第五五条関係）

(4)　国は、観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策を講ずることとした。（第五六条関係）

(5)　国は、その他の産業の復興及び再生のための措置を講ずるよう努めることとした。（第五七条関係）

6

㈠　新たな産業の復興及び再生のための措置

(1)　重点推進計画の認定（第五八条）

福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとした。（第五八条関係）

(2)　重点推進計画には、計画の区域、目標、取組の内容等を定めることとした。

(3)　福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないこととした。

(4)　内閣総理大臣は、申請があった重点推進計画が福島復興再生基本方針に適合する等と認めるときは、その認定をすることとした。

㈡　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例を定めることとした。（第六〇条関係）

㈢　国は、研究開発の推進等のための施策を講ずることとした。（第六一条関係）

㈣　国は、企業の立地の促進等のための施策を講ずることとした。（第六二条関係）

㈤　国は、その他の新たな産業の創出等のための措置を講ずるよう努めることとした。（第六三条関係）

7

福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

㈠　国は、避難指示区域から避難している者及び避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、地域の個性及び特色の維持が図られるよう配慮しつつ、雇用の安定を図るための措置その他の生活の安定を図るため必要な措置を講ずることとした。（第六四条関係）

㈡　国は、原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずるため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずることとした。（第六五条関係）

㈢　国は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する国の施策として、再生可能エネルギーの開発及び導入、エネルギーの供給源の多様化のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとした。（第六六条関係）

㈣　国は、原子力災害からの福島の復興及び再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興交付金その他東日本大震災からの復興のための財政上の措置を、府省横断的かつ効果的に活用すること等とした。（第六七条関係）

㈤　住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等（第六八条関係）

(1)　国は、健康管理調査その他原子力災害から子どもをはじめとする住民の健康を守るために必要な事業を実施することを目的として福島県が設置する基金について、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることとした。

(2)　福島県は、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための事業について、(1)の基金を活用することができることとした。

(3)　国は、(1)に定める措置のほか、福島の地方公共団体が原子力災害からの復興及び再生に関する施策を実施するための財源を確保するため、原子力被害応急対策基金その他の基金の更なる活用のため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることができる。

㈥　復興大臣は、この法律に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を円滑かつ迅速に実施するため、復興庁設置法第八条第五項の規定により、適切かつ迅速に勧告することとした。（第六九条関係）

8

原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、復興大臣及び福島県知事並びに内閣総理大臣及び福島県知事が協議して指名する関係行政機関の長、関係市町村長その他の者をもって構成する原子力災害からの福島復興再生協議会を組織することとした。（第七〇条関係）